

平成 27 年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発 FS 委託業務
公募要領

平成 27 年 5 月
環境省地球環境局

1. 事業の概要と目的

セルロースナノファイバー（以下、「CNF」という。）は、木材等の植物等を原料とし、高い比表面積と空孔率を有していることから、軽量でありながら高い強度や弾性を持つ素材として、様々な基盤素材への活用が期待され、精力的な開発が進められています。

特に、高強度材料（自動車部品、家電製品筐体）や高機能材料（住宅建材、内装材）への活用は、エネルギー消費を削減することから、地球温暖化対策への多大なる貢献が期待されています。

一方、CNF の「製造プロセス」「製品活用時」「リサイクル時」の各段階におけるエネルギー消費は明らかになっておらず、地球温暖化の対策の観点からは、CNF の各段階を通じた CO2 削減量の把握、効果の評価が重要となります。

特に、植物由来のカーボンニュートラルな材料として、持続可能な国産資源である森林資源や農業廃棄物を原料とする視点から、CNF の普及拡大のためには、地方自治体など地域の主体と連携し、地域資源を活用した原料供給、地域産業を活用した CNF 製造と供給、ユーザーへの展開と製品製造など CNF の需給体制の構築などの統合的システムの確立に向けた検討を進めていくことが重要です。

本業務では、CNF の特性を最大限に発揮することを念頭に、地球温暖化対策に特に貢献が期待できる用途開発分野を特定するとともに、短期的に実現可能と考えられる用途において、関係自治体等と協力し、地域における事業計画の提案、事業採算性の分析評価、事業実施上の課題抽出を行い、事業の実現可能性を評価します。さらに、「原料調達、製品製造、製品使用、廃棄」の一貫した、地域モデルを確立するため、最新の低炭素化技術の適用可能性を考慮しつつ、実現性の高い地域モデル事業の提案及び事業性評価等を実施することを目的とします。

2. 公募対象業務

(1) 定義

本公募要領における用語の定義は以下のとおりとします。

提案書作成責任者

「提案書作成責任者」とは、本公募への提案に当たり、提案書を作成する担当責任者を指します。

代表事業者

「代表事業者」とは、本業務を主に実施する事業者を指します。また、代表事業者は環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。

共同事業者

「共同事業者」とは、複数の事業者による共同提案を行う場合の代表事業者以外の事業者を指し、業務の一部を担い経費を執行する事業者とします。

(2) 公募対象分野、事業内容

本業務の公募対象となる事業の要件、事業内容は以下に示すものとします。なお、本事業は設備の導入に対して補助を行うものではないのでご注意ください。

事業の要件

- ア) CNF の特性を最大限に発揮し、地球温暖化対策に特に貢献が期待できる用途開発分野であり、かつ短期的に実現可能と考えられる CNF 用途開発分野であること。
- イ) 二酸化炭素排出削減効果があること。
- ウ) 自治体等、研究機関、企業、メーカーなど地域のステークホルダーの参画、有識者の助言などが得られる実施体制であること。
- エ) 地域モデルの事業の成立要件を、低炭素化、リサイクル性、コスト、需要規模等の観点から検証する提案であること。

なお、地球温暖化対策に特に貢献が期待できる用途開発分野として想定される例は以下の通りです。これ以外にも、本事業の対象であることを明確に説明できるものは応募することができます。

- ・自動車部材として車体重量を軽量化し、燃費の向上と易リサイクル性を実現。
- ・家電品筐体へ使用し、部材薄肉化で、軽量化と易リサイクル性を実現。
- ・風力ブレード等へ使用し、軽量化で発電効率の向上と易リサイクル性を実現。
- ・住宅部材として使用し、軽量高強度で、易施工性、易リサイクル性を実現。

事業内容

2. 業務の内容

ア) 地域産業において、短期的に実現可能と考えられる CNF 用途開発分野の選定

地域産業において、CNF の特性を最大限に発揮することを念頭に、地球温暖化対策に特に貢献が期待できる用途開発分野を特定するとともに、短期的に実現可能と考えられる CNF 用途開発分野を選定する。短期的に実現可能と考えられる部品、製品等の抽出に当たっては、その抽出根拠を明示すること。

イ) CO₂ 削減ポテンシャルの推計

ア) で選定した分野について、現時点におけるコストやエネルギー消費量を試算するとともに、CNF を適用した場合の CO₂ 削減ポテンシャルを推計する (CNF を適応していない従来品と比較する)。

ウ) モデル事業の設定と FS の実施

イ)を踏まえ、短期的に実現可能な事業について、自治体等と協力し、事業計画の提案、事業採算性の分析評価、事業実施上の課題抽出を行い、事業の実現可能性を評価する。更に、これらの地域モデル事業の成立要件を、低炭素化、リサイクル性、コスト、需要規模等の観点から検証するとともに、今後の事業化等に係る課題と対応策の整理を行う。

課題は、低炭素化を踏まえた技術的課題に加え、経済的課題、制度的課題、社会的課題等、今後の事業化に係わる課題と対応策の整理を行うこと、なお解決策は、ステークホルダー別に整理すること。

エ) CNF の普及検討

本取組の普及促進における課題及び解決策について整理すること。また CNF の普及促進を目的とし、地域における低炭素な CNF の用途開発の取組について分かりやすい普及啓発ツール(取組概要をわかりやすくまとめたもの等)を作成すること。

オ) CNF 地域モデル事業構築に向けた協議会の設置・運営等

関係自治体、企業、メーカー等、地域のステークホルダーの参画、有識者の助言のもと開催することとし、検討議題の企画、資料の作成、その他会議の運営に必要な業務を行う。また、必要に応じて、別途ワーキンググループの設置・開催するとともに、上記ア)～オ)の業務に当たり、必要に応じて専門的知見を有する有識者にヒアリングを行うこと。

なお、上記の ア)～オ)の結果を踏まえて、本業務の成果物として事業報告書を取りまとめ、ご提出いただきます。

採択件数

予算額の範囲内で採択する予定です。

1件当たりのFSに掛かる事業費の上限額は1,000万円とします。

3. 業務実施期間について

契約締結日から平成28年3月18日(金)まで

4. 公募の条件

(1) 公募対象者

本公募の対象者は、以下の～に該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。共同提案の場合、原則、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

地方公共団体、地方公共団体の試験研究機関

大学、高等専門学校

民間企業、研究機関

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法

人

一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
その他法律によって直接設立された法人

(2) 業務の実施体制

代表事業者は、環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。また、代表事業者は、提案内容が採択された後は、円滑な業務執行と目標達成のために、その業務推進に係る取りまとめを行っていただきます。

複数事業者による共同提案を行う場合、代表事業者は本業務の共同事業者との役割分担を含む実施計画の作成等、業務の円滑な執行のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、本業務の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、採択後に変更することはできません。

5. 事業者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、事業者の採択を行います。

- (1) 審査は、事業者より提出された提案書類及び添付書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会は、書面審査を通過した提案書について「平成27年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発FS委託業務に関する提案書等の評価基準表」(別添1)に基づき採点し、総合点が高いものの中から、本業務の成果に基づく今後のCNF用途開発の効果等を考慮し、予算総額の範囲内において採択します。(平成27年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発FS委託業務の公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法(別添2)参照)
- (3) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (4) 審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 選定・採択要件

上記5. 審査の実施に当たっては、以下(1)及び(2)を選定・採択要件とします。

(1) 書面審査における審査要件

必要な内容が記載されていること。

要書類が添付されていること。

本業務内容について、他の省庁の補助金等の助成(助成の決定を含む)を受けていないこと。

(2) 審査委員会における選定・採択要件

- 公募要領の内容が遵守されていること。
- 業務の目的が理解され、かつ基本方針が妥当であること。
- 業務の実施内容、方法が具体的に提案されていること。
- 業務の実施計画が実施可能なものであること。
- 業務の実施体制が具体的に示され、業務を円滑に実施できるものであること。
- 業務の実施に要する経費の内訳が示され、且つ経理的基礎を有すること。

7. 提案に当たっての留意事項

事業者は、平成28年3月18日(金)までに業務実施結果について環境省へ事業報告書を提出するものとします。また、環境省担当官の求めに応じて、適宜業務実施状況について報告するものとします。

なお、本業務は、備品購入や設備設置等に要する費用は認められません。

8. 提案の方法について

(1) 提案書類

本公募への提案に当たり提出が必要となる書類は以下の提案書類及び添付書類(以下、「提案書等」という。)とします。提案書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、提案書等に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

【提案書類】

- 平成27年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発FS委託業務に係る提案書等の提出について(別添様式)
- 平成27年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発FS委託業務に関する提案書(別添3)
- 経費内訳書(別添4)

【添付書類】

- 代表事業者：企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款
経理状況説明書(直近2決算期の賃借対照表及び損益計算書)
- 共同事業者：企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款

(2) 提出期限等

提出期限

平成27年5月29日(金)17時00分

提案書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

「平成 27 年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発 F S 委託業務担当」宛て

TEL 03-5521-8354

提出部数

(1) に掲げる書類について、正本 1 部・副本 5 部を提出してください。また、書類の電子データ(パンフレット等の添付書類は不要)を保存した電子媒体(CD-R)を 1 部提出してください(電子媒体にも、事業者名を必ず記載してください)。

なお、添付書類は各 1 部ずつ提出してください。

提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出してください(提出期限必着)。

なお、郵送する場合は、封筒に「平成 27 年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発 F S 委託業務に係る提案書等在中」と朱書きすることとします。

提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分まで

(持参の場合は、12 時 00 分～13 時 00 分を除く) とします。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった提案書等は、無効とします。

ウ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。

エ 提出された提案書等は、返却しません。

オ 提出された提案書等は、提出者に無断で、提案書等の審査以外の目的には使用しません。

カ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る提案書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、提案書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

10. 業務の流れ（予定）

5月	公募
6月	審査・採択
7月～	委託契約、業務実施
3月	報告書提出
3月	精算
4月	支払

11. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- (3) 本業務は平成27年度の新規業務であり、他府省の既存事業で既の実施されている提案内容は、採択対象から除外する場合があります。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提案書等から確認できる範囲での個人情報と警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。